

# 分析試験成績書

第104042285-001号  
2004年(平成16年)04月28日

依頼者 千代田第一工業株式会社

検体名 タイロン

財団法人

日本食品分析センター

東京本部 〒154-0062 東京都渋谷区元代々木町52番1号  
大阪支所 〒564-0051 大阪府大阪市豊津町3番1号  
名古屋支所 〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目5番13号  
九州支所 〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1番12号  
多摩研究所 〒204-0025 東京都多摩市永山6丁目11番10号  
千歳研究所 〒060-0052 北海道千歳市文京2丁目3番

2004年(平成16年)04月13日当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

## 分析試験結果

| 分析試験項目                   | 結果                       | 検出限界 | 注 | 方法                 |
|--------------------------|--------------------------|------|---|--------------------|
| 器具及び容器包装規格試験<br>鉛<br>アチル | 適(0.1 %以下)<br>適(0.1 %以下) |      | 1 | 原子吸光光度法<br>原子吸光光度法 |
| 器具及び容器包装規格試験(金属缶)        |                          |      | 2 |                    |
| ヒ素、鉛及びカドミウム(水)           |                          |      | 3 |                    |
| ヒ素                       | 限度以下                     |      |   |                    |
| 鉛                        | 限度以下                     |      |   |                    |
| カドミウム                    | 限度以下                     |      |   |                    |
| ヒ素、鉛及びカドミウム(0.5%)硝酸溶液)   |                          |      | 3 |                    |
| ヒ素                       | 限度以下                     |      |   |                    |
| 鉛                        | 限度以下                     |      |   |                    |
| カドミウム                    | 限度以下                     |      |   |                    |

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のA器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の3によった。

注2. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの4金属缶に準じて試験した。区分:使用温度,100°以下

注3. 検体は充てん溶出及び片面溶出が不可能な形態であるため、表面積1cm<sup>2</sup> 当たり2mlの割合の溶媒を用い、浸漬溶出を行った。

以上